

太陽光発電事業者のみなさまへ（重要なお知らせ）

太陽光発電施設設置に係る手続きについて

■概要

一定規模以上の太陽光発電施設を設置する場合は、亀山市環境保全条例第2条第6号に規定する「市長が特に環境保全上必要と認める行為」に該当するものとして、開発行為届出書の提出が必要となりました。

■対象となる行為

- ・ 出力 **50 kW** 以上の太陽光発電施設の設置

※FIT/FIP、非FIT/非FIPを問いません

※出力は、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値



■適用開始日

令和8年1月1日

※適用開始日以降に着手する工事が対象となります。

※亀山市では現在、太陽光発電施設に関する条例の制定を進めており、新条例が制定された場合は、この取扱に替わる新たな手続きが必要となります。

■届出

対象となる行為を行おうとする場合は、関係法令等に基づく許可、認可等の申請又は届出を行う前に、あらかじめ市長に届け出てその承認を受ける必要があります。

【問合せ先】 亀山市 産業環境部 環境課 環境創造グループ
〒519-0166 三重県亀山市布気町 442
TEL 0595-96-8095 FAX 0595-82-4435
MAIL kankyo@city.kameyama.mie.jp

【届出先】 亀山市 建設部 建築住宅課 建築開発グループ
〒519-0195 三重県亀山市本丸町 577
TEL 0595-96-9028 FAX 0595-82-9669
MAIL kenchiku@city.kameyama.mie.jp